

農業集落排水への接続は 整備地区の皆様の義務です！

あなたの汚水はどこに流れていますか？

農業用水が汚い！



蚊やハエが
多くてねえ



生き物がいない...



水路が臭い！



- 霞ヶ浦水質保全条例にて、速やかな接続が義務づけられています。
- 施設設備前に、受益者全員から接続する旨の同意をいただいています。
- 生活用水の垂れ流しは、下流で農業用水を利用する方などに迷惑がかかります。
- 未接続世帯が多いと、当初計画に対し使用料収入が大幅に減少し、管理主体である桜川市の財政を圧迫させます。

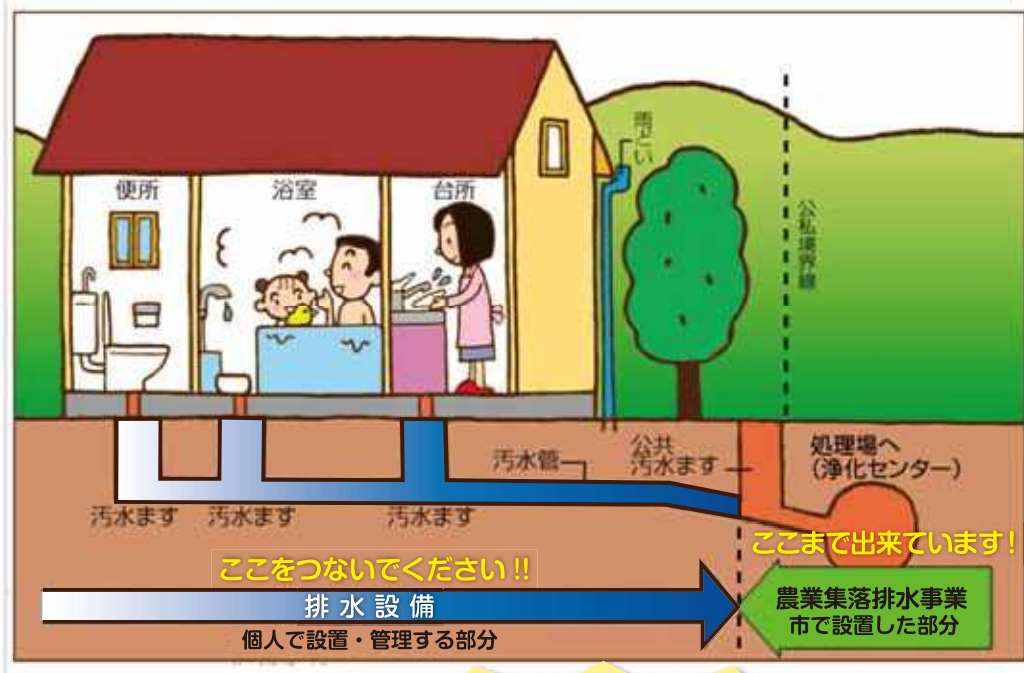
農業集落排水につないで
清潔で快適な生活を！

●すみやかに接続しましょう！



桜川市 上下水道部 下水道課

接続イメージ図



桜川市では8地区で
農業集落排水が
供用開始されています。

【供用開始地区】

岩瀬地区：長方地区・富谷地区・南飯田地区

大和地区：大国西部地区・高久地区

真壁地区：谷貝北地区・谷貝南地区・源法寺地区

*水環境のためにも農業集落排水に早急に接続してください!!



使った水をきれいにして 自然にかえしましょう!!

汚れた水をそのまま流したら河川・湖・海はどうなるでしょうか？ 自然環境を守り、健康で快適な生活を送るために欠かすことのできない施設です。子どもたちの将来のために接続にご協力をお願いします。

接続するにはどうしたらいいの？

排水設備指定工事店に依頼して、接続の工事を行ってください。なお、接続にかかる費用は個人負担となりますのでご了承ください。

農業集落排水が供用開始されている8地区の未接続の方は、速やかに排水設備工事をされるようお願いいたします。

お問い合わせはこちらまで

桜川市役所 上下水道部 下水道課

TEL 0296-75-3111 ・ 0296-58-5111

(内線 3271 ・ 3272)

〒300-4495

桜川市真壁町飯塚 911